

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案

要綱

第一 担保上限金額の算定の基礎となる金額を、九千二百五十六億九千七百十五万七千円に改めるものとする。

(第二条関係)

第二 この政令は、令和二年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)